

公益社団法人益田法人会役員報酬等規程の一部改正（新旧対照表）

現行条文	変更（案）条文	改正理由										
（定 義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、理事及び監事を言う。 (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。 (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。 (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与そのた職務遂行の対価として役員が受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。以下省略	（定 義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、理事及び監事を言う。 (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。 (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。 (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条14号で定める報酬、賞与そのた職務遂行の対価として役員が受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。（以下省略）	・公益認定法条項(号)の移動に伴う変更										
（報酬の支給） 第3条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。 2 常勤役員の報酬は月額とする。 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条4項に規定する退職手当を支給することができる。	（報酬の支給） 第3条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。 2 常勤役員の報酬は月額とする。 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条4項に規定する退職手当を支給することができる。 <u>5 非常勤役員に対しては、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができるものとする。</u>	・法改正による外部監事（非常勤役員）の設置に伴う変更 〈定款第25条関連〉 ・非常勤役員に対する報酬規程を追加										
（報酬等の額の決定） 第4条 本会の常勤役員に対する報酬総額（月例給与及び賞与）は、総会で決定し、別表第1「報酬総額」に明記する。 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。 3 常勤役員に対する退職手当基準は、総会で決定し、別表第2「常勤役員退職手当の算出基準」に明記する。 4 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。	（報酬等の額の決定） 第4条 本会の常勤役員に対する報酬総額（月例給与及び賞与）は、総会で決定し、別表第1「常勤役員の報酬総額」に明記する。 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。 3 常勤役員に対する退職手当基準は、総会で決定し、別表第2「常勤役員退職手当の算出基準」に明記する。 4 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。 <u>5 非常勤役員に対する報酬額は、総会において決定し、別表第3「非常勤役員に対する報酬額」に明記にする。</u>											
別表第1 常勤役員の報酬総額 <table><tr><td>常勤役員の報酬総額</td><td>3, 0 0 0 千円</td></tr></table> 別表第2 常勤役員退職手当の算出基準 <table><tr><td colspan="2">（算出数式）俸給月額×在職年数×支給率</td></tr></table> 支給率（省略）	常勤役員の報酬総額	3, 0 0 0 千円	（算出数式）俸給月額×在職年数×支給率		別表第1 常勤役員の報酬総額 <table><tr><td>常勤役員の報酬総額</td><td>3, 0 0 0 千円</td></tr></table> 別表第2 常勤役員退職手当の算出基準 <table><tr><td colspan="2">（算出数式）俸給月額×在職年数×支給率</td></tr></table> 別表第3 非常勤役員に対する報酬額 <table><tr><td>非常勤役員の報酬額</td><td>外部理事・外部監事以外は無報酬 外部理事・外部監事は理事会等の出席1回につき10, 0 0 0 円</td></tr></table>	常勤役員の報酬総額	3, 0 0 0 千円	（算出数式）俸給月額×在職年数×支給率		非常勤役員の報酬額	外部理事・外部監事以外は無報酬 外部理事・外部監事は理事会等の出席1回につき10, 0 0 0 円	
常勤役員の報酬総額	3, 0 0 0 千円											
（算出数式）俸給月額×在職年数×支給率												
常勤役員の報酬総額	3, 0 0 0 千円											
（算出数式）俸給月額×在職年数×支給率												
非常勤役員の報酬額	外部理事・外部監事以外は無報酬 外部理事・外部監事は理事会等の出席1回につき10, 0 0 0 円											

適用時期： この改正規定は、令和7年6月12日開催の定時社員総会で承認された時をもって施行する。